

磐田市水防計画書 一 変更案の概要一

(平成 31 年 3 月 22 日 / 磐田市総務部危機管理課)

磐田市水防計画書の変更案の概要は、次のとおりである。

1 水防法の改正に伴うもの

- (1) 浸水被害軽減地区の指定等（水防法第 15 条の 6 から第 15 条の 8 まで及び第 15 条の 12 関係）

水防管理者が、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防その他の帯状の盛土構造物等が存する土地の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを「浸水被害軽減地区」として指定することができることとされたこと。

- (2) 大規模氾濫減災協議会の創設（水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 関係）

多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため、国土交通省及び都道府県において「大規模氾濫減災協議会」が創設されたこと。

- (3) 浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等（水防法第 15 条の 11 及び第 15 条の 12 関係）

洪水予報河川又は水位周知河川に指定されない中小河川についても、地域の実情に鑑みて、市町村長が洪水時の住民等の円滑かつ迅速な避難の確保が特に必要と認める河川については、過去の降雨により当該河川が氾濫した際の浸水深、浸水範囲等の把握に努めるとともに、これを把握したときは、水害リスク情報として住民等に周知する制度が創設されたこと。

- (4) 民間事業者等による水防活動の円滑化（水防法第 19 条並びに第 28 条第 2 項及び第 3 項関係）

民間事業者等の私人に認められていない緊急通行及び公用負担について、水防管理者から委任を受けた場合にこれを認めることとされたこと。

2 静岡県水防計画書との整合を図るもの

- (1) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第 17 章・その他、第 3 節に掲載していた「浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置」を章（第 17 章とし、その他を第 18 章とする。）に引き上げ、第 1 節・洪水対応として記載することとし、県水防計画書との整合を図る。

- (2) 津波防災地域づくりに関する法律第 53 条の規定に基づく津波災害警戒区域新たに設ける上記(1)の第 17 章に、第 2 節・津波対応として津波災害警戒区域の指定等に関する記述を記載し、県水防計画書との整合を図る。

3 避難に関する記述の整理

(1) 避難に関する事項

磐田市地域防災計画（一般災害対策編）第 3 章・第 7 節「避難救出計画」と同様に、被災後の避難生活についても記載していたが、「水防計画作成の手引き（水防管理団体版）」を参考にして、水防法第 29 条に規定された避難のための立退きに関する記述にとどめるとともに、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の活用を図るよう整理する。

(2) 警戒区域の設定に関する事項

これまで災害対策基本法第 63 条を根拠とする記述としていたが、「水防計画作成の手引き（水防管理団体版）」を参考にして、水防法第 21 条に規定された警戒区域の設定に関する記述に整理する。

4 その他所要の変更

字句の修正など

1 水防法の改正に伴うもの

(1) 浸水被害軽減地区の指定等

章	節	修正要旨	新旧対照表
第1章 総則	第2節 用語の定義	○「浸水被害軽減地区」に関する用語の定義の追加	P1
	第3節 水防の責任等	○指定水防管理団体の責任に追加	P1
		○河川管理者の責任に追加	P2

(2) 大規模氾濫減災協議会の創設

章	節	修正要旨	新旧対照表
第1章 総則	第3節 水防の責任等	○県及び国土交通大臣の責任に追加	P2

(3) 浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等

章	節	修正要旨	新旧対照表
第1章 総則	第3節 水防の責任等	○指定水防管理団体の責任に追加	P1
		○河川管理者の責任に追加	P2
第17章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（新設）	第1節 洪水対応	○洪水予報河川又は水位周知河川に指定されない中小河川について、予想される水災の危険を住民等に周知することを追加	P9

(4) 民間事業者等による水防活動の円滑化

章	節	修正要旨	新旧対照表
第9章 水防活動	第5節 緊急通行	○水防管理者から委任を受けた民間事業者等に対する緊急通行及び損失補償を追加	P3

2 静岡県水防計画書との整合を図るもの

(1) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

章	節	修正要旨	新旧対照表
第17章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（新設）	第1節 洪水対応	○第17章・その他、第3節に掲載していた「浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置」を章に引き上げ、第1節・洪水対応として記載し、県水防計画書との整合を図る。	P8～P9

(2) 津波防災地域づくりに関する法律第53条の規定に基づく津波災害警戒区域

章	節	修正要旨	新旧対照表
第17章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（新設）	第2節 津波対応	○新たに設ける第17章に第2節として津波災害警戒区域の指定等に関する記述を記載し、県水防計画書との整合を図る。	P10～P11

3 避難に関する記述の整理

(1) 避難に関する事項

章	節	修正要旨	新旧対照表
第10章 避難	第1節 避難の勧告、指示	○磐田市地域防災計画（一般災害対策編）第3章・第7節「避難救出計画」と同様に、被災後の避難生活についても記載していたが、「水防計画作成の手引き（水防管理団体版）」を参考にして、水防法第29条に規定された避難のための立退きに関する記述にとどめるとともに、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の活用を図るよう整理する。	P4～P7

(2) 警戒区域の設定に関する事項

章	節	修正要旨	新旧対照表
第10章 避難	第2節 警戒区域の設定	○これまで災害対策基本法第63条を根拠とする記述としていたが、「水防計画作成の手引き（水防管理団体版）」を参考にして、水防法第21条に規定された警戒区域の設定に関する記述に整理する。	P7～P8